

盛岡峰南高等支援学校 いじめ防止基本方針

校内体制について 《 いじめ対策委員会 》いじめ防止等委員会の設置（第22条）

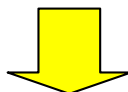
- ・いじめの防止等を実効的に行うために「いじめ対策委員会」を設置する。構成員は校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、寮務主任、相談支援部長、各学年長、各科長、養護教諭、PTA代表（会長等）、学校運営協議会委員とする。ただし、PTA代表及び学校運営協議会委員については重大事態発生時の招集とする。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発活動を行うものとする。



1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法律において「児童等」とは学校に在籍する児童又は生徒をいう。



2 いじめを未然に防止するために

<生徒に対して>

- ・生徒一人ひとりがお互いを認め、尊重し合う健全な人間関係をつくるとともに、かけがえのない命を大切にすることを育てる。また、学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒がもつよう、学校の教育活動全体をとおして指導する。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたることや刑罰法規に抵触する場合もあることを指導する。
- ・生徒会で決めたスローガン ～みんなでよりよい学校に～ 「命輝くみんなの未来」を生徒全体に周知する。

<教職員に対して>

- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢で生徒に接するとともに、生徒一人ひとりの変化に気づけるよう日頃の様子を把握しておく。また、生徒や保護者からの話に真摯に耳を傾ける。

<学校全体として>

- ・いじめに関するアンケート調査を生徒対象に年2回（7月、12月）、保護者対象に年1回（7月）実施し、結果を教職員全体で共有し、いじめが疑われる事案については早急に聴き取りなどの事実確認を行う。
- ・学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、教職員または保護者などに知らせることの重要性を生徒に伝える。
- ・学校評価において、いじめ防止等のための取組状況を項目に位置づける。

<保護者・地域に対して>

- ・HP等でいじめ防止基本方針を周知する。
- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら学校に相談する事を伝える。



<早期発見にむけて・・・「変化に気づく」>

- ・日頃から担任など多くの教員で生徒の様子を見守り、気づいたことを学年朝会等で共有する。
- ・教員は様子に変化が感じられる生徒に積極的に声かけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに教員間で情報を共有する。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談することの大切さを伝えていく。
- ・いじめに係わる生徒や保護者からの訴えは親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、いじめから生徒を守る姿勢を示しつつ対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともにいじめ対策委員会をとおして校内で情報を共有する。
- ・長期休業前等に生徒へ関係機関設置の相談窓口を周知する。



<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気づいた、あるいは生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に確認する。その際、被害者・加害者といった二者関係だけではなく構造的に問題を捉える。事実関係を確認する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめることになるかということを感じさせる指導を行う。
- ・いじめの原因について聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・当該の保護者に事実関係を正確に伝え、学校での指導、家庭での対応について連携しながらすすめていく。



3 いじめ発生時の対応

いじめの事案発生もしくは相談があった場合は、当該学年長、担任を加え、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議を行う。警察への相談・通報を要する事案であるかを適切に判断する。

① いじめられた生徒への対応

- ア 生徒や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は校長の指示を受け、担任・学年長・科長・生徒指導部長等が生徒から個別の聞き取り等を実施し、事実関係を正確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- イ 保護者に対して事実を説明するとともに、今後二度と起こらないような対策・体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ウ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、解決に向けた支援を行う。

② いじめた児童生徒への対応

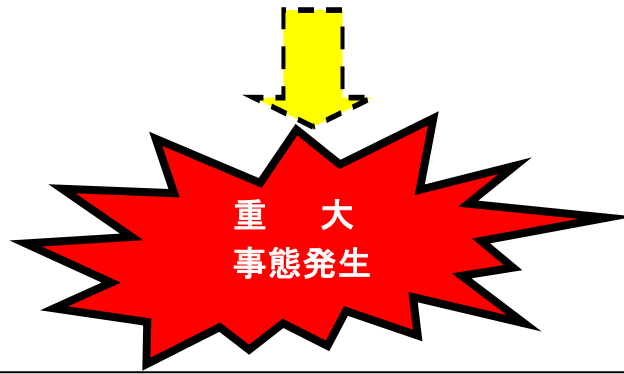
- ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした態度で指導を継続的に行う。指導の記録をきちんととる。
- イ 相手への思いや自分の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない対策・体制を構築する。
- ウ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- エ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導にいかす。

③ 学校としての取組

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ 教育委員会に事実関係を報告する。

※ いじめ解消の定義

- ア いじめに係わる行為が止んでいる状態が3ヶ月継続していること。
- イ 被害生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。



4 重大事態発生時の対応（重大事案発生時対応 第28条）

① 重大事態とは

- ア 生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

② 重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査

- ア 調査委員会の設置（いじめ対策委員会委員、当該担任等、学校長が必要と認めた委員）
- ・いじめにより、当該学校に在籍している児童生徒の生命・心身に重大な被害が生じた疑いがあると認めた時。
- イ 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ウ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- エ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等をふまえること。